

議案第68号

取手市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

取手市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和57年条例第16号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

これまで公益財団法人自転車駐車場整備センターが管理運営していた新取手駅前の自転車駐車場が令和2年4月1日に市に譲渡され、市が管理運営することに伴い、維持管理経費の状況を踏まえた上で、市営の無料自転車駐車場として位置付けるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

取手市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和57年条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）			
別表第1(第2条関係)			
区分	名称	位置	収容車種
有料自転車駐車場	(略)	(略)	(略)
無料自転車駐車場	取手市新町仮設自転車駐車場の項及び取手市国道高架下自転車駐車場の項	(略)	(略)
	取手市戸頭駅自転車駐車場の項から取手市藤代駅南口自転車駐車場の項まで	(略)	(略)

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）			
別表第1(第2条関係)			
区分	名称	位置	収容車種
有料自転車駐車場	(略)	(略)	(略)
無料自転車駐車場	取手市新町仮設自転車駐車場の項及び取手市国道高架下自転車駐車場の項	(略)	(略)
	取手市新取手駅自転車駐車場	<u>取手市新取手一丁目4717番地1</u>	<u>自転車 原動機付自転車 自動二輪車</u>
	取手市戸頭駅自転車駐車場の項から取手市藤代駅南口自転車駐車場の項まで	(略)	(略)

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。